

## 農業用 LED 電球レンタルに関する重要事項説明書

本書は、アスター株式会社（以下「貸主」）が提供する農業用 LED 電球レンタルサービスの内容について、特に重要な事項を説明するものです。ご契約の前に必ず内容をご確認ください。

### ■ 1. 契約の形態

- 本契約は、LED 電球の「購入」ではなく、「レンタル（貸与）」する契約です。
- レンタル期間中、本機器の所有権は貸主に帰属します。
- 契約が 5 年間満了し、レンタル料の未払いがない場合に限り、6 年目開始時点で所有権を借主様へ無償譲渡いたします。

### ■ 2. 契約期間と自動更新

- 契約期間は 1 年間です。
- 期間満了 1 か月前迄に解約のお申し出がない場合は同一条件で自動更新されます。
- 自動更新によるレンタル継続は最長 5 年間（当初期間含む）までとなります。

### ■ 3. レンタル料と費用負担

- レンタル料は別紙見積書の通りです。通常使用における本体の不具合対応費が含まれます。
- 設置工事、初期調整、電気工事、定期点検、清掃等にかかる費用は、レンタル料に含まれず、すべて借主様のご負担となります。

- 不具合対応時の送料は「発送は貸主負担、返送は借主負担」となります。

#### ■ 4. 無償対応の範囲（自然故障）

- 通常使用での自然故障・製造上の不具合は無償で修理・交換します。
- 不適切な設置、改造、誤使用、天災等による故障は有償対応となります。

#### ■ 5. 中途解約について（重要）

- 契約期間の途中で解約することは可能です。
- ただし、当該年度分として既にお支払いいただいた年額レンタル料は、理由のいかんを問わず返金いたしません。
- 天災その他不可抗力により事業継続が困難となった場合は、速やかに貸主に返却するものとします。返却費用は借主負担となります。

#### ■ 6. 5年満了後の無償譲渡（重要）

- レンタルを5年間継続し、かつレンタル料の未払いがない場合に限り、6年目開始時点でLED電球の所有権を無償で借主様へ譲渡いたします。
- 5年満了前に解約された場合、無償譲渡は適用されません。その際、機器は貸主へ返却いただく必要があります。返却費用は借主様負担となります。

#### ■ 7. 栽培成果の免責

・本機器は栽培環境の補助を目的としたものであり、作物の収穫量・品質・特定の経済的効果を保証するものではありません。

■ 8. ご不明点について

・内容についてご不明な点がございましたら、ご契約前に必ず貸主へご確認下さい。

・【連絡先】貸主：アスター株式会社

所在地：東京都中央区銀座 1-15-7 MAC 銀座ビル 3F

電話：03-5524-5776

上記「重要事項説明書」の内容について、貸主より説明を受け、その内容を十分に理解し承諾いたしました。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

【借主（乙）】

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

【貸主（甲）】

所在地：東京都中央区銀座 1-15-7 MAC 銀座ビル 3F

アスター株式会社 代表取締役 垣田章夫 印